特定生産緑地の解除

生産緑地法(昭和49年法律第68号)第10条の6第1項の規定に基づき特定生産緑地の指定を解除したため、同法第10条の6第2項の規定に基づき準用される第10条の2第4項の規定により、次のように公示する。

一団番号	特定生産緑地の所在	特定生産緑地 の面積 (㎡)	指定解除日
3-5	森本1丁目7番11	530	令和7年5月21日
3-25	森本2丁目27番4	350	令和7年5月21日
3-25	森本2丁目27番5	273	令和7年5月21日

令和7年5月21日

一宮市長 中野 正康